

華僑 改訂版

須山 卓

日比野丈夫

蔵居良造



NHKブックス

202

蔵居良造

須山 卓 (すやま・たく)

1910年 熊本県に生まれる

1934年 法政大学法文学部卒業

現在 九州産業大学教授

主な著書 「華僑社会—勢力と実態」「マラヤの華僑と印僑」(共著)「華僑経済史」

日比野丈夫 (ひびの・たけお)

1914年 京都府に生まれる

1936年 京都大学文学部卒業

現在 京都大学名誉教授

主な著書 「五台山」「秦漢帝国」

蔵居良造 (くらい・りょうぞう)

1909年 熊本県に生まれる

1932年 上海東亜同文書院卒業

現在 朝日新聞東亜部、論説委員を経て霞山会(財)立東亜学院副院長

主な著書 「中ソ論争」「マラヤの華僑と印僑」(共著)「現代中国論」

NHK ブックス 202

定価 700 円

華僑 改訂版

昭和49年3月25日 第1刷発行

昭和56年7月1日 第8刷発行

〈検印廃止〉

著者

須山 卓
日比野 丈夫
蔵居 良造

発行者

藤根井和夫

印刷 三秀舎

製本 豊文社

装幀 桒折久美子

発行所

日本放送出版協会

東京都渋谷区宇田川町41—1

郵便番号150 振替東京1-49701

落丁本・乱丁本はお取替いたします

華 僑

改訂版

須山 卓

日比野丈夫

蔵居良造

© 1974 Taku Suyama
Takeo Hibino
Ryōzō Kurai
Morio Ōno

まえがき

華僑を知らずして東南アジアは論じられぬといわれるが、戦前戦後を通じて公けにされた華僑研究の数々の労作は海外での華僑の生活の現象については語り得ても、彼らがなぜ異国において、歴史的に根強い社会的経済的生活をつづけて来ざるを得なかったかという、本質的な点の解明においては多少とも欠けるうらみがあった。

われわれが日頃接することのできる華僑の世界——横浜の中華街、長崎の新地、大阪天王寺の媽祖堂等々——これらを通じて感じられるその文化や宗教、そして一對の筷子（箸）の使い方といった慣習にいたるまで、そこに看取される事実には、故郷をあとに海外に生きつづける華僑の知恵としての歴史的な所産が現実となつてにじみ出ているのである。

「海水到るところに華僑あり」とも、また「一本のヤシの木の下には三人の華僑が住んでいる」ともいわれるが、彼らの足跡の及ぶところ、どこでもこれらの現象が共通的にみられるのである。現在世界における華僑の総人口は一八〇〇万人前後と推定されており、新中国の成立後は現在にいたるまで、ホンコン方面への若干の難民流出を除いて、中国人の海外流出そのものとしては多く論ずるには足らないといえよう。だからといって今後華僑問題を過小評価するのは全く早計に失するものである。それどころか、東南アジアの華僑社会が、これまでの出稼ぎ的時代を脱却して現地へ

の定着化を著しく深めている現在、華僑社会への理解はますますその必要の度を増しているのである。

東南アジア諸国の産業形態は、歴史的に、「米」を除けば、ゴムとスズによって代表され、その基礎は西欧の外国資本によって築かれてきた。そして、その労働力の源泉が主に地域外の中国人とインド人であり、人口過剰の福建・広東など中国南部および南インドは、無尽蔵の人口貯水池を形成した。これら移住労働者の条件といえば、当初の奴隷にも比すべき劣悪な状態から、漸次近代的な自由移民の形態にいたるまでを辿るのであるが、そのなかにあつて各国の原住民社会は、植民支配の西欧各国と華僑を中心とする労働者とによつて形成された経済組織の外に留まらざるを得ない矛盾を体験してきた。しかも華僑の生き方としては、まず労働者からスタートして、行商人、露天商、大商店主といった上昇過程を着々と辿るのが一般的な形態であり、その結果、彼らは生産物の販売や加工を支配し、中には農業生産や漁業にも融資する金貸し業者にも成長したのである。さらに華僑たちは政治団体をはじめ、銀行、学校、文化団体等あらゆる面において、幫（＝幫ペン）と呼ばれる独得の連帯組織を形成し、原住民社会から孤立してきたのであった。

その意味で華僑は、大多數の原住民大衆にとり、その貧困の原因であるとして憎悪の対象とされ、そうした反感は、インドネシアをはじめ、ビルマ、近くはマレーシアにおけるがごとく、華僑に対する民族的暴動が頻発してきた事態の一大要因にあげられるのである。

だからといって、複雑な東南アジア各国の問題は、華僑をめぐるこれら諸問題の除去によつてのみ解決をみる性質ではもちろんないであろう。華僑の側にも、現在にいたるまでの歴史上の必然的

な過程が存在するであろうし、またそうした環境にあつて、華僑の生き方も変動せざるを得ないのである。さらに原住民社会としても、たとえ華僑を追放したとしても、ただちに華僑の経済活動を引継ぐだけの十分な準備と能力が用意されているかどうかはいまだ疑問とされるところである。

以上のような問題意識の上に立ち、本書第一版は一九六七年に編まれたが、華僑問題の基本はその後とも不変である。ただ現象的には、インドネシアのその後の状況の推移など、若干の進展がみられるので、今回必要な改訂をほどこすとともに、筆者らの最近の東南アジア訪問の経験をふまえ、新たに話合いを行なった。ただし、第一版において大野盛雄氏（東京大学東洋文化研究所教授）の御協力を得て行なつた話合いは重要な視点を呈示しているので、一部を除いて再録した。

本書の担当執筆分は別掲の通りであるが、企画の契機はNHKの番組において華僑問題を取りあげたさい、筆者の一部が放送に参画したことにある。放送、出版を含め関係者の御好意に対し謝意を表したい。

一九七四年二月

須山 卓
日比野丈夫
蔵居良造

目次

第一章 生きつづける人々の群……………二

はじめに——華僑問題の概観……………12

華僑とは 海外移住の動機 海外移住の波動 奴隸制廃止の影響

外国資本の収奪の中で 日中戦争から新中国成立以後

一 シンガポールの中華街と生活……………21

勤儉精励の意識 中華街の成立 上南京街Ⅱ広東人の町 混沌の

中のエネルギー

二 華僑のふるさと——華南の風土・歴史・社会……………26

福建省 広東省 福建人・広東人の誕生 外来文化の窓口

三 苦力・奴隸船・契約移民……………36

中国人苦力の発生 本格的な苦力貿易の開始 苦力貿易の発展

「客棧」と「バラクーン」 浮地獄 悲惨な未払移民

四 契約移民から自由移民へ……………47

奴隸船の取締り強化 「労働蜂」から「労働者」へ

第二章 華僑の経済力 五二

一 苦力から買弁商人へ 52

ユダヤ人と華僑 行商人・露天商 経済力の上昇 抜け目のない
取引き 華僑企業の弱点

二 買弁商人からエリートへ 60

商社買弁 銀行買弁 高級官僚との結合 買弁からエリートへ
出身地と階層

三 華僑経済の支え——幫（パン） 66

棄民として 福建幫と陳嘉庚 客家幫と胡文虎 広東・潮州・
海南幫 郷幫から業幫へ 広範な幫の活動 幫の財源

四 祖国への送金 77

国家財政の支え 共産政權成立後の推移 華僑投資公司 華僑農
場 文化大革命と華僑 国府と送金

第三章 華僑の文化と生活思想 九一

一 孫文と華僑 92

孫文の環境 革命の準備期間 中国革命同盟会の結成 相次ぐ蜂

起へ 困難な運動経過 華僑は革命の母 辛亥革命以後 孫文
と華僑

二 求めつづける故郷の像……………107

古い風習は華僑に 華僑の発見 文化面で活躍した領事 反発す
る華僑 中国嫌いにさへも 故郷への関心 中国へのあこがれ

三 多様の中の点と線……………121

多様な方言 自治能力の開発 会館・公会 会館の事業 同姓
団体 点から線へ 華僑発展の原動力 中華総商会 中国語教
育の発展 華僑教育と現地政府 標準中国語の普及

四 中国人意識の問題……………138

異国へのあこがれ 海外雄飛の精神 文化媒介者としての役割
本国にもたらしたもの 華僑の中国人意識 制限と反発

第四章 新しい華僑の姿……………一四九

一 民族主義の波の中で……………150

支配関係の逆転 根を張るインドネシアの華僑 相次ぐ弾圧・迫害
複雑な華僑問題 住みにくいフィリピン 職業制限の形をとるタイ
同化政策をとるベトナム

二 華僑王国をめぐつて……………162

恐れられた華僑の経済力 マレー人優先主義 中国銀行問題と政治
分担金問題 議員定数と市民権の問題

三 協調する華僑……………168

華僑に対するナショナリズム 政党における力関係 金の威力
新しい世代とともに

四 融合する華僑……………173

混血の進行 都市生活に浸透 フィリピンの場合 進む階級分化
タイ華僑の階級分化 進む脱華人化

五 華僑文化の行方……………185

中国語と華僑 独自の道を 根強い連帯感

第五章 華僑問題を考える（話合い）……………一三三

その一

一 「華僑」の受けとりかた……………194

二 世界移民史の中の華僑の位置……………199

三 華僑の特性……………204

その二

一 最近の華僑社会……………217

二	中国と華僑……………	224
三	日本・東南アジア・華僑……………	232

☆ ☆ ☆

執 筆 担 当

第一章	須山 卓
第二章 一―二	須山 卓
三―四	蔵居良造
第三章	日比野丈夫
第四章 一―四	蔵居良造
五	日比野丈夫
第五章 (話合)	
その一	司会 大野盛雄、須山・日比野・蔵居
その二	司会 蔵居良造、須山・日比野

第一章

生きつづける人々の群



華僑の祭，スマランの三宝公大祭の獅子舞。

(インドネシア)

はじめに——華僑問題の概観

華僑とは 中国に「海水到るところに華僑あり」という諺ことわざがある。これは過去・現在を通じてきわめて多数の中国人が、世界の広範な地域に移住していることを意味している

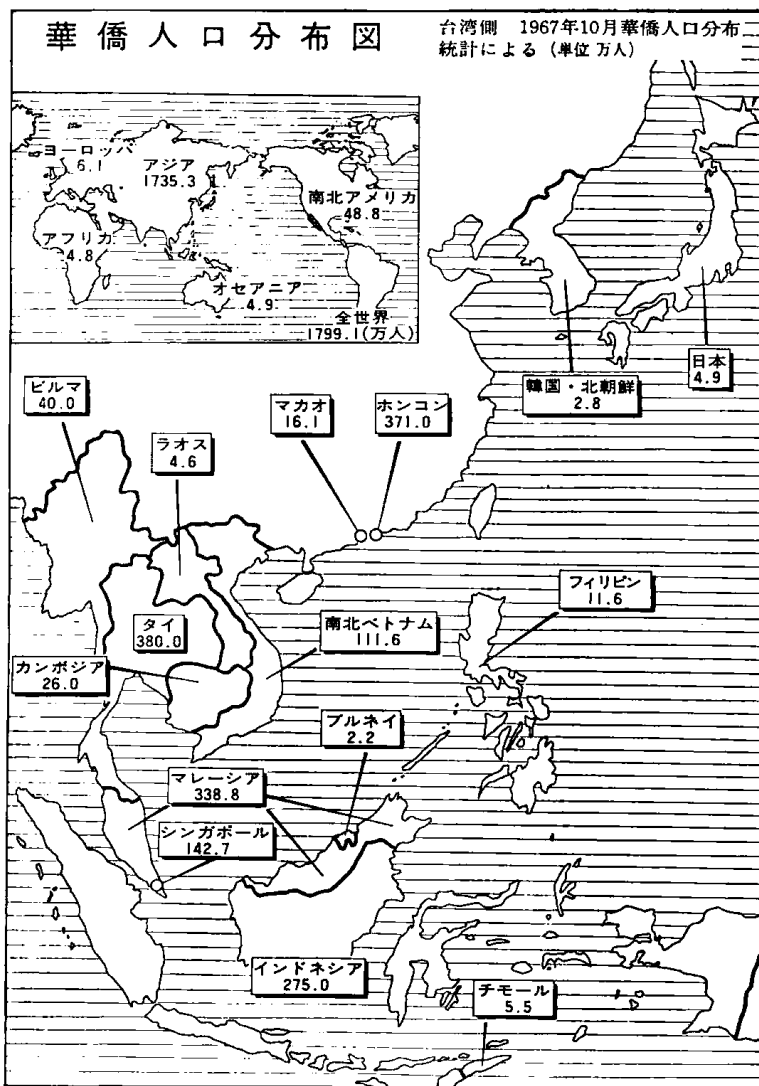
のであるが、海外に居住する中国人＝華僑はいったいどれくらいいるのだろうか。

実際のところ、華僑についての正確な統計資料は各国ともきわめて少ない上、血統主義を取る中国側と出生地主義をとる滞在国との統計の根拠が異なることもあって、華僑の数については常に推計の域を脱しないことになる。

そこで、ここではまず便宜的に台湾側発表の華僑人口分布統計（一九六七年一〇月現在）によって華僑人口の概念をつかんでみよう。それによると華僑の総人口は一七九九万人で、そのうち九六・四％にあたる一七三五万人がビルマ以東の東南アジア地域に居住している。くわしくは、図に示す通りであるが、世界五大州にわたる一〇二カ国に分布しており、「海水」ばかりか「陸路」を通じての足跡も多いところから、「海水到るところに……」どころか、まさに「世界到るところに華僑あり」と言ってもよさそうである。

ところで、「華僑」という言葉（名称）はどのような背景から生まれたのであろうか。名は体を表わすのとえもある。言葉の内側に秘められた意味を知ることでも無駄ではないであろう。『隋書』の食貨志によると、東晋の元帝時代（三一七～三二二年）、人民の北方から南方に移住するものを僑人

第一章 生きつづける人々の群



と呼び、彼らはみな新しい移住地に故郷の名をとって郡・県を僑立したとある。また歴代の塞外諸民族Ⅱ蛮狄の侵攻に直面し、南遷を余儀なくされた漢民族の歴史をみると、その中に一貫して流れているのは、失われた郷土の再現と同族結集の強い意識である。受動的に中国南部Ⅱ華南の諸地方に「僑居」（仮り住い）しなければならなかった彼らは、そこに郷里と同じ名称の郡・県を「僑立」することによって、望郷の想いを満たそうとしたのである。

「華僑」とは、このような歴史的な意味合いを込めて海外で生活する中国人の名称となったのであるが、彼らは自分の郷土に対して、いわば農民的固執性とでもいうべき性格を持ちながら、本意なくも郷里を離れ排出されて行くのだから、どうしても流亡者の性格がつきまとうことになる。

だが、それだけではない、福建省厦門^{フーモウ}の商人で積極的に遠く海外に赴くものに対して「海賈^{かいこ}は生を以て利に易^かう」（船商人は命を賭けてでも利益を求める）と言ったのも、また福建地方で海外移住者について「一〇人のうち三人は死亡し、六人が海外に残り、そして最後の一人だけが郷里へ帰省する」と言われたにもかかわらず、華僑の排出が後を絶たなかったのも、その積極的な冒険者の性格の一面を物語るものといえよう。

海外移住の動機

それにしても、多くの華僑が、自らの意志に反して郷里を離れ、海外へ排出されて行った動機は何に求められるであろうか。まずその一般的な図式を挙げてみよう。それは中国における政権の交代による混乱・戦乱・水害・早魃・蝗（いなご）害などの人災・天災である。また過剰人口、土地配分の不平等、農民生活の不安定といった社会的要因もある。しかもこれらの諸条件が重なり合って、避難民、政治的亡命者、出稼ぎ労働者を排出する種々の動機と

なるのである。もちろんこれらの図式には、時代によってさまざまな変化がみられる。海外流出の最大の規定要因が経済的理由であることは言うまでもないが、一方には、政治的制度的な要因が強力に作用していることも見落とせない。したがって、より正確に言うならば、経済的要因と政治的要因との複雑なからみ合いによる作用と支配関係が、華僑の移住を規定してきたのである。

有名なサンフランシスコのチャイナタウンをはじめ世界各地にみられる中華街は、こうした受動的な移住の動機からみても、移住先の新しい社会環境の中でまず防禦・対抗的な組織として形成されたものとみることができる。流亡者の同じ境遇にあるものが、団結して郷里の文化（言語・習慣・宗教等）を守りながら、異なった自然や社会の環境に徐々に同化を図ろうとしたのであろう。今日においてもこのような性格は、海外に生きつづける華僑の群——ほとんどは少数民族として——の知恵として存在しているのである。

海外移住の波動

中国の歴史の流れのうちには華僑排出の波動現象がいくつかみられる。一八六〇年一〇月、イギリスとの間に締結された北京条約は、それまで禁止されていた中国移民の海外への出国を認め、初めて海外移住が正式に許される契機になったといわれているが、北京条約にすぐ次いで、中国人の海外移住の最大の契機になったのが、バーリングゲーム条約である。これは一八五八年に結ばれた天津条約の批准に伴い一八六八年ワシントンでアメリカと清国との間に結ばれた追加協定である。この協定によれば清国政府は、「臣民がその居留地と臣民義務とを変更するという、固有にして、かつ奪うべからざる権利、および両国民が、それぞれ他の国へ見聞または商業経営のため、あるいは永住者として自由に移住し、出稼ぎすることの相互に得策なる